

第 1 2 2 号議案

足立区職員の高齢者部分休業に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 2 6 条の 3 の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認)

第 2 条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間の 2 分の 1 を超えない範囲内で、3 0 分を単位として行うものとする。

2 法第 2 6 条の 3 第 1 項の高年齢として条例で定める年齢は、6 0 歳とする。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第 3 条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、当該職員に係る高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた 1 週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第 4 条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

(給与の減額)

第5条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、足立区職員の給与に関する条例（昭和50年足立区条例第13号。以下「給与条例」という。）第18条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額、管理職手当の月額及び給与条例第23条に規定する規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年足立区条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから同項に規定する勤務時間を5で除して得た時間に給与条例第23条に規定する規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）にあっては、その額に勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間を同条第2項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）を減額して給与を支給する。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会の承認を得て、規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（検討）

2 区は、法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢の引下げについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（提案理由）

地方公務員法の規定による高齢者部分休業の制度等を定める必要がある
ので、この条例案を提出いたします。